

春日井市老人福祉施設整備補助要綱

(趣旨)

第1条 本市の老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図るため、予算の範囲内で、市内において老人福祉施設の整備を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては春日井市社会福祉法人の助成に関する条例（平成8年春日井市条例第4号。以下「条例」という。）及び春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象施設)

第2条 補助金の交付対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち次に掲げる施設とする。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) ケアハウス

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が、愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱（平成18年3月2日施行）に規定する補助金の交付対象として行う施設整備（対象施設の創設、増築又は改築をいう。以下同じ。）とする。

(補助額)

第4条 第2条第2号及び第3号の施設整備に係る補助金の額は、補助事業に対して、愛知県が交付する補助金の額の3分の1以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 第2条第1号の施設整備に係る補助金及び当該施設整備のための借入金の償

還に係る補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める額から、土地の取得に要した費用を減じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設整備補助金 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）が補助事業に対する融資について定める基準事業費の額から法的・制度的補助金の額及び補助事業に要する費用に充てるため補助事業を実施する社会福祉法人（以下「補助事業者」という。）が借り入れる借入金（以下「借入金」という。）の額を控除した額。ただし、補助事業に対して愛知県から交付される補助金の額を限度とする。
- (2) 借入金償還補助金 借入金の償還費（元金及び利息の合計額とする。）から当該借入の償還に対して愛知県から交付される補助金の額を控除した額（申請書に添付すべき書類）

第5条 条例第4条第5号の規定により補助金助成申請書に添付すべき書類は、次に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設整備補助金（前条第1項に定める補助金を含む。以下同じ。）

ア 算出内訳書

イ 設計図書

- (2) 借入金償還補助金

貸付機関が発行した償還年次表の写し及び当該年度の借入金の償還費の支払いを証明できる書類

（補助条件）

第6条 規則第4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市老人福祉施設等整備に関する指導基準（平成21年1月14日施行）に適合すること。
- (2) 入所者については、市内に住所を有する者を優先させること。
- (3) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 施設整備補助金は、補助事業完了後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 借入金償還補助金は、借入金を償還する年度に、当該年度分の償還後、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類

(借入金償還補助金にあつては、第3号に掲げる書類)を添えて、補助金の交付決定のあつた当該年度の末日までにしなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業費収支精算書
- (3) 収支決算書(見込書)
- (4) 補助事業の竣工写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) 県補助金交付決定通知書の写し

(財産処分の制限)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて整備した老人福祉施設を処分するときは、補助事業者は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日会発第0417001号)の例により市長の承認を受けなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に着工している施設等整備については、この要綱による施設等整備事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 改正前の春日井市老人福祉施設等整備補助要綱の規定による平成16年度から継続されている補助事業の平成16年度分の補助金の額は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月10日から施行する。
- 2 改正後の春日井市老人福祉施設整備補助要綱の規定は、平成21年2月10日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4次春日井市高齢者総合福祉計画に基づく施設整備運営事業者の募集により決定した施設整備に係る改正後の第2条及び第4条（同条第1項ただし書及同条第2項ただし書を除く。）の規定の適用については、改正後の春日井市老人福祉施設整備補助要綱の規定にかかわらず、当該決定時に存する愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱（平成18年3月2日施行）及び改正前の第2条及び第4条の規定によるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による補助金の交付について必要な事項は、別に定める。